

## 災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定

久喜市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、久喜市の災害に備え、甲が住民に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

（本協定の実施内容）

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、市の避難所等の災害に係る情報を乙に提供すること。
- (2) 乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、住民に対し周知すること。

（費用の負担）

第3条 前条に基づく甲乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（2次利用）

第4条 乙は、本協定で得た情報を第三者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（連絡窓口）

第5条 甲及び乙は、本協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（本協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲及び乙のいずれからこの協定の延長に対し異議の申立てがないときは、更に1年間延長され、以後この例による。

（疑義等の決定）

第7条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年3月26日

埼玉県久喜市下早見85番地の3  
甲 久喜市  
久喜市長

東京都千代田区永田町二丁目17番地3  
住友不動産永田町ビル2階  
乙 株式会社バカン  
代表取締役